

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和5年4月21日  
-268号-消費生活**トラブル**情報

【初回限定】お得な商品を購入したら定期購入だった！？

## 相談事例

「通常価格1万円以上する美容液が初回限定価格で2,000円」という広告を見て注文した。

商品が届いた後しばらくしてまた同じ商品が届いた。驚いて販売業者に電話すると「全4回の定期購入になっている」といわれた。



販売業者に解約を申し出たところ、「解約手数料を1万円支払う必要がある」といわれた。注文時の画面に定期購入であることや解約手数料の記載があったかよくわからない。



## 対応アドバイス

✓ 契約の際は、**契約条件をよく確認**しよう

定期購入が条件になっていませんか？インターネットで注文する際は、最終確認画面で契約条件の細部をしっかりと確認しましょう。低価格を強調したり、注文を急がせる販売サイトには特に注意が必要です。



✓ 注文する際は、**契約条件を記録しておこう**

「購入回数」「定期購入の継続期間」「支払いの総額」「解約時の連絡手段」「返品・解約の条件」「配達予定日」「利用規約」が記載された最終確認画面はスクリーンショットを撮るなどして後から確認できるように保存しておきましょう。

参考：国民生活センター「定期購入」トラブル急増！！－低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！－

## 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる** 1 → ○郵便番号（7桁）入力

郵便番号が**分からない** 2 → ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口  
又は

山口県消費生活センターなど

※相談窓口へつながった時点から、通話料金のご負担が発生します（相談は無料です）。

## 注意情報

# パソコンがウィルスに感染！？ サポート詐欺被害が発生



<被害事例> パソコンを使用中に突然ウィルスに感染したという警告画面が表示された。警告画面に表示されていた番号に電話したところ…

至急セキュリティソフトを入れないとあなたのパソコンが壊れます。これを解決するために電子マネーを5万円分購入してください



などと言われ、コンビニエンスストアで電子マネーカードを購入し、コード番号を入力したが、番号が違うなどと言われて繰り返し購入するように指示され、合計で20万円分の電子マネー利用権をだまし取られた。

## <被害防止のポイント>

- ◆ 警告画面が出ても、画面の指示に従わず、連絡先に電話をかけない。
- ◆ 電子マネーの番号を聞き出すのは詐欺犯人

参考：山口県警察本部「防犯情報」

## お知らせ

# 悪質商法を学び・体験できる 【悪質商法体験VR】を制作しました

消費者教育教材として  
体験型コンテンツ「悪質商法体験VR」を作成しました。  
悪質商法の勧誘手口をリアルに体験してみませんか？

「悪質商法体験VR」は消費者教育施設  
「まなべる」（山口県庁厚生棟2階）で体験できます。  
※電話による事前申し込みが必要です

申込先

山口県消費生活センター(消費者教育・相談班)  
TEL：083-924-2421



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。